

一般財団法人熊本県建築住宅センター構造評価委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人熊本県建築住宅センター構造評価業務規程第8条により構造評価委員会（以下「委員会」という。）を円滑に運営するために必要な事項を定める。

(評価)

第2条 委員会発議に掲げる評価を行う。

- 一 建築物の構造に係る設計、工法等の安全性に関する評価
- 二 既存建築物の構造に係る診断、改修計画の安全性に関する評価

(協力委員)

第3条 委員会は、設計、施工、材料、行政その他の分野の専門的な意見を聞くために協力委員を委員会に出席させることができる。

(主査委員)

第4条 委員会は、委員の中から評価のために事前の審査を担当する主査（以下「主査委員」という。）を指名し、事前審査を行わせることができる。

(審査部会)

- 第5条 委員会は、委員長を長とする事前審査のための部会（以下「審査部会」という。）を設置し、第2条の評価を行うための審査を行わせるものとする。ただし、第6条第1項ただし書きの小規模建築物については、この限りではない。
- 2 審査部会には審査のために、委員長が委員会の了承を得て指名した部会委員（以下「部会委員」という。）
 - 3 審査部会における審査は、委員会が委員の中から指名して派遣する主査委員1名及び部会委員2名以上で構成される審査班によって行うものとする。
 - 4 委員長は審査の内容等を考慮してその必要がないと認める場合には、前項に関わらず審査班の構成を減じることができるものとする。
 - 5 審査班は、主査委員が班長として統括する。
 - 6 班長は、審査報告書を委員長に提出し、委員会においてその内容を説明する。班長が委員会に出席できない場合は、部会委員が代行することができる。
 - 7 審査部会は、審査を行うにあたって必要があるときは、主査委員以外の委員又は、協力委員に意見を求めることができる。
 - 8 一般財団法人熊本県建築住宅センターは審査部会の業務を他に委託することができる。

るものとし、この場合、第1項に関わらず審査部会は委託先の長を宛てるものとする。

(評価の決定方法)

第6条 評価の決定は、委員長を含む評価委員の4名以上の出席による委員会の合意により決定する。ただし、延べ面積1,000㎡以下で、梁間方向が12m以下の小規模構造建築物については、評価委員会の委員の中から、理事長が別途委嘱する評価委員3名で構成する小規模構造委員会の合意により決定する。

2 委員長が必要と認める場合は、第1項の規定に関わらず委員全員の書面による合意により評価の決定を行うことができるものとする。

3 前項の規定により、評価の決定を行った場合は、委員長（一般財団法人熊本県建築住宅センター構造評価業務規程第6条第2項により委員長の代行を行った副委員長を含む。）は次に開催される委員会において書面表決の結果を報告するものとする。

(設計者等の説明及び資料の提出)

第7条 委員会又は審査部会は、評価に係る建築物の設計者に対し、委員会又は審査部会への出席を求めて評価に係る建築物の概要等について説明を求めることができるほか、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この規程の施行に必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。